

安全保障理事会決議 1977 (2011)

2011年4月20日、安全保障理事会第6518回会合にて採択

安全保障理事会は、

2004年4月28日の1540(2004)、2006年4月27日の1673(2006)および2008年4月25日の1810(2008)の安保理諸決議を再確認し、

核、化学および生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、

全ての加盟国が、全ての大量破壊兵器およびその運搬手段のあらゆる側面における武器管理、軍縮および不拡散に関して、各自の義務を十分に遵守しまたその公約を遂行する必要性を再確認し、

核、化学および生物兵器の拡散の防止が、平和目的の国際的な、物資、機材および技術協力を阻害すべきではないとはいえ、平和的な利用が拡散の目的のために悪用されるべきではないことを再確認し、

テロリズムの脅威および非国家的な主体が核、化学および生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得し、開発し、売買し若しくは使用するという危険による深刻な懸念が存続し、

国際連合憲章に規定されている主要な責任に従って、核、化学および生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対するいかなる脅威に対しても適切かつ効果的な行動を取る安保理の決意を再確認し、

決議1540(2004)のいかなる義務も、核兵器の不拡散に関する条約、化学兵器条約および生物毒素兵器条約の締約国としての権利あるいは義務と矛盾し、若しくは変更する、または、国際原子力機関あるいは化学兵器禁止機関の責任を変更すると解釈されてはならないとの決定を再確認し、

国際法に従っての、国家間の国際的な協力が、非国家的な主体による核、化学および生物兵器並びにそれらの運搬手段、および関連物資の非合法的取引に対抗するために必要であることに留意し、

国家、地域、準地域および適切な場合には国際レベルで、大量破壊兵器並びにその運搬手段の拡散により与えられる国際の平和および安全に対する深刻な挑戦と脅威に対し、地球的な対応を強化するために、取組の調整を強化する必要性を確認し、

国家の権力および法律に従って、また国際法に一致して、輸出管理を強化するため、大量破壊兵器並びにその運搬手段のために使うことができる分かり難い技術移転や情報に対するアクセスを管理するため、資金融資および出荷の拡散を防止するため並びに機敏な物資の安全を図るため適切な国の措置を講じる国家の必要性を強調し、

決議 1540 (2004) により設置された委員会、以下 1540 委員会、が、作業計画の履行を促進するための作業部会の設置を含む、その作業計画に従って、すでに実施した活動を了とし、

決議 1540 (2004) の履行における国家の進展を認識し、その一方で、国家がその分野の幾つかにおいてほとんど措置を講じていないことに留意し、

1540 委員会の関連する国際的な地域的および準地域的機構との非常に有益な活動を了とし、

金融活動タスク・フォース (FATF) の枠組みの指導を考慮に入れた、拡散に関連する活動への資金提供の防止を含めての、決議 1540 (2004) の完全な履行へ向けての国際的な取組に留意し、

全ての国家が、決議 1540 (2004) の履行に関する国別報告書を 1540 委員会に提出したわけではないことに留意し、

国内法およびそれらの法の実施を確保するための措置の制定を含む、全ての国家による決議 1540 (2004) の完全な履行は、国家、地域および国際レベルにおいて継続的に取組を必要とする長期的な課題であることを更に留意し、

この点において、1540 委員会と加盟国との間の対話の重要性を認識し、また、このような対話では、直接の接触が効果的な手段であることを強調し、

多くの国家が、決議 1540 (2004) を履行することにおいて援助を必要とし続けていることを認識し、その要請に応じ、国家に対しその必要に見合う効果的な援助を提供する重要性を強調し、またこれに関連して 1540 委員会の役割の調整および促進を歓迎し、

これに関連して、決議 1540 (2004) を履行する国家を支援する、国家間、1540 委員会と国家間、1540 委員会と関連する国際的、地域的および準地域的機関との間の増大した援助と協力の必要性を強調し、

安全保障理事会決議 1540 (2004) の効果的な履行への貢献としての 2010 年核安全保障サミットの目標および目的を達成することに向けた進展の重要性を認識し、

国家に対し、強化された協力および関連する国際条約の完全な履行を通して並びに核テロリズムの犯罪を犯している者が効果的に責任を問われることを確保するために、現在の法的枠組を補強する適切な措置を通してを含む、核テロリズムの行為を予防し且つ抑圧するため緊急に共に活動することを求め、

決議 1540 の履行状況の 2009 年の包括的再検討を了とし、またその最終文書に含まれた見解と勧告に留意し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1540 における安保理の決定および要件をくり返し表明し、また全ての国家が同決議を完全に履行する重要性を再び強調する。
2. 1540 委員会の職務権限を、2021 年 4 月 25 日まで 10 年の期間、延長することを決定する。
3. 1540 委員会が、5 年後およびその職務権限の更新前の両方に、必要ならば、職務権限の調整に関する勧告を含む、決議 1540 (2004) の履行状況に関する包括的再検討を実施し、また、かかる再検討の結論に関する報告書を安全保障理事会に提出することを決定し、また、それ故、最初の再検討は、2016 年 12 月以前に行われるべきことを決定する。
4. 1540 委員会が、毎年 5 月末前に安全保障理事会に年次活動計画を提出すべきことを再び決定し、また、次の作業計画が、2011 年 5 月 31 日前に準備されることを決定する。
5. 専門家の援助を 1540 委員会に提供し続けることを決定し、この目的のために、
 - (a) 事務総長に対し、1540 委員会と協議して、決議 1540 (2004) の履行を改善する援助の促進を通じたものを含む、決議 1540 (2004)、1673 (2006)、1810 (2008) および本決議の下での職務権限を行使する委員会を支援するため、委員会の指示と範囲内で活動する、委員会に専門知識を提供する適切な経験と知識を有する個人で構成される 8 名までの専門家の集団（「専門家集団」）を設置することを要請する。
 - (b) これに関連して、1540 委員会に対して、専門家集団の調整と指導的立場の実現可能性に関する検討を含む、委員会と専門知識に関する専門家委員会の要件に対する勧告、広範な地理的代表的制、作業方法、様式および構成を検討することおよびこれらの勧告を 2011 年 8 月 31 日以前に安全保障理事会に提出することを要請する。

履行

6. 決議 1540 (2004) を履行するためにすでに履行し、あるいは履行する予定の措置に関する最初の報告書をまだ提出していない国家に対し、1540 委員会に対し、その報告書を遅滞無く提出するよう再び求める。
7. すでに報告書を提出した国家に対し、適切な場合にはあるいは 1540 委員会の要請に応じ、任意での国家の効果的な慣行に関するものを含む、決議 1540 (2004) の履行に関する追加的な情報を提供するよう再び奨励する。
8. 全ての国家に対し、適切な場合には 1540 委員会の支援を得て、自発的に国の履行行動計画、優先順位の精密な計画、また、決議 1540 (2004) の主要条項の履行のための計画を準備し、また、そのような計画を 1540 委員会に提出するよう奨励する。
9. 決議 1540 (2004) の国家の履行状況についての情報の集積と一般的な調査、並びに情報宣伝、対話、

援助および協力についての国家の取組を含み、また、(a) アカウンタビリティ、(b) 物理的防御、(c) 国境の管理と法律の施行に関する取組および(d) そのような輸出や積み替えの財源確保のような資金と役務の提供の管理を含む国家の輸出と積み替えの管理を包括する同決議の第 1、2 および 3 項のすべての側面にとりわけ対処する作業計画を通して、また、その活動に対する具体的な優先事項を必要な場合には含む、毎年 12 月末以前に専門家集団の支援を得て準備された決議 1540 (2004) の履行に関する年次再検討を考慮して、1540 委員会は、全ての国家による決議 1540 (2004) の完全な履行を促進するための取組を強めることを継続すべきことを決定する。

10. 1540 委員会に対し、とりわけ国家により提供された情報並びに成功した援助の例を参考にして、決議 1540 (2004) の対象となる地域における経験、教訓と効果的な慣行の共有を促進するために、国家および関連する国際的、地域的並びに準地域的機構に積極的に関与し続けることを、また、特別詔書の援助は、国レベルでの決議 1540 (2004) の効果的な履行のために有益であることを念頭に置く一方で、決議 1540 (2004) の履行を促進するかもしれない計画の利用可能性について伝達するよう促す。
11. その点について、必要な関連専門知識の支援を得て 1540 委員会が、国家の招待で国家への訪問を通してを含んで、決議 1540 (2004) の履行に関する国家との対話に、積極的に関与することを奨励する。
12. 1540 委員会に対し、専門家集団の支援を得て、決議 1540 (2004) の履行における自発的な基礎として国家により用いられることができる、集積を開発する目的で、効果的な慣行、様式および指導を特定すること、並びに決議 1540 (2004) についての技術的な参考書を準備することを検討することを要請し、またその点について、1540 委員会に対し、その任意の判断で、適切な場合にはその国家の同意を得て、市民社会および民間部門を含む、関連専門知識に関しても参考とすることを奨励する。

援助

13. 支援を要請した国家に対し、それらを 1540 委員会に伝えるように奨励し、また、その趣旨で、委員会の援助様式を活用するように奨励する。
14. 国家と関連する国際的、地域的および準地域的機構に対し、適切な場合には、援助を提供することが可能な分野について、委員会に通知することを促し、また国家とそれらの機構に対し、以前にまだ行なっていない場合には、1540 委員会に援助を担当する窓口を 2011 年 8 月 31 日までに提供するよう求める。
15. 1540 委員会に対し、専門家集団の支援を得て、とりわけ積極的に関与することにより、国家への訪問、関係国の招待、援助様式、行動計画若しくは 1540 委員会に提出された他の情報のような手段を通して、援助の申し出と要請を合わせることで、決議 1540 (2004) の実施のための技術的援助を促進する委員会の役割の強化を継続することを促す。
16. 援助を求めている国家と援助を提供する準備をした国家への時宜を得た且つ容易な利用可能な情報

を提供する調整された且つ透明性のある援助プロセスを確保するための 1540 委員会の継続した取組を支援する。

17. 1540 委員会の参加を得て、援助の申し出の準備をした国、援助を要請している国、他の利害関係国および関連する国際的、地域的並びに準地域的機構間の援助問題に関する会合を奨励する。

国際的、地域的および準地域的機構との協力

18. 関連する国際的、地域的および準地域的機構に対し、決議 1540 (2004) の履行のための接触点若しくは調整人を、2011 年 8 月 31 日までに、委員会に指定することおよび提供することを求め、また彼らに対し、決議 1540 (2004) の履行のための技術的支援と関連する全ての他の問題について 1540 委員会と共有する協力および情報を強化することを奨励する。
19. 1540 委員会、アル・カーイダおよびタリバンに関連して決議 1267 (1999) により設置された安全保障理事会委員会および対テロリズムに関連して決議 1373 (2001) により設置された安全保障理事会委員会の中での、適当な場合には、強化された情報の共有、各国への訪問の調整、それぞれの職務権限の枠内での技術支援および三つの委員会全てに関連するそれ以外の問題を通してのものを含め、現行の協力を強化することを続ける必要をくり返し表明し、また、それぞれの取組をよりよく調整するために、委員会の共通の関心分野において指導を提供する安保理の意図を表明する。

透明性および広報

20. 1540 委員会に対し、特に、委員会のウェブサイト可能な限り利用することにより、透明性の措置と活動を始めることを継続することを要請し、また委員会に対し、専門家集団の参加を得て、前記目的に関連する委員会と集団の活動に関して、定期会合の開放を全ての加盟国に行うことを促す。
21. 1540 委員会に対し、国際的、地域的、準地域的そして適切な場合には、国家的レベルで決議 1540 (2004) の実施に関する広報活動を組織し且つ参加することを継続することおよび実施に関する具体的な主題に関するまた地域に関する問題に焦点を絞るためにこれらの広報活動の工夫を奨励することを要請する。

運営および資源

22. 1540 委員会の職務権限の実施は、持続的な支援と適切な資源を必要とすることを認識する。そしてその目的のために、
 - (a) 1540 委員会への軍縮局からの現在の管理上の支援および後方支援を了とし、また、同委員会が、2012 年 1 月までに、地域的、準地域的および国家的レベルでの決議の履行を支援する ODA の地域的能力の強化を通してを含む、この支援を強化する可能性について、安保理に報告すべき事を決定する。
 - (b) 事務局に対し、現在の決議で概略が示されたように、1540 委員会の活動を支援するため十分

な専門知識を提供し且つ維持することを求める。

(c) そのようにできる国家に対し、自国の 1540 義務を履行する国家を援助するため軍縮局に資源を提供することおよび時宜を得た且つ効果的なやり方で援助要請をかなえる専門家集団を助けるために 1540 委員会に「現物」の貢献若しくは経費がかからない訓練や専門知識を利用可能とすることを奨励する。

(d) 1540 委員会に対し、関連する国際的、地域的および準地域的機構並びに他の国際連合機関と密接に協力して、決議 1540 (2004) の履行に関する具体的な任務および援助のために利用可能とされ得る、とりわけ集団の以前の専門家を含む、専門知識を活用しまた維持する方法を開発することを検討することを招請する。

(e) 1540 委員会に対し、決議 1540 (2004) の履行のための必要性を特定することおよび対処することにおいて国家を支援する自発的拠出金を奨励しまた十分に活用することを継続することを促し、また 1540 委員会に対し、その任意の判断で、国連システム内の現存する資金提供制度の効率的且つ効果的利用を促進することを要請する。

23. この問題に引き続き取り組むことを決定する。